

# 春木交番だより

令和8年6月号  
愛知警察署  
0561-39-0110

## 不法就労・不法滞在防止にご協力を！

### ◎ 不法就労外国人を雇用しないために

不法残留等の不法滞在者に対して不法就労を斡旋するブローカーや就労が認められていない外国人を雇用する事業主は後を絶ちません。

警察ではこのようなブローカーや悪質な事業主の取締りを強化しています。

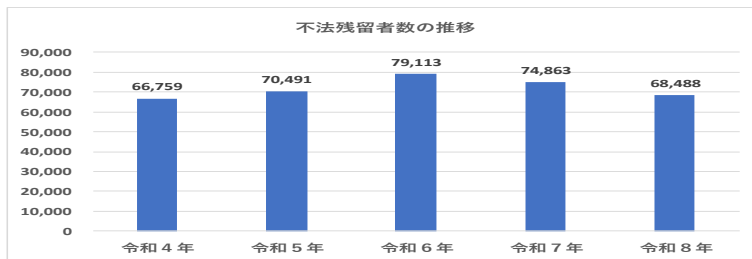
### ◇ 事業主のみなさんへお願い ◇

◇ 外国人を雇用する場合は、旅券、在留カード、就労資格証明書（希望する外国人に交付される。）等をコピーではなく実物で在留資格、在留期間を確認してください。

◇ 在留カードには、**就労制限の有無や資格外活動許可に関して明記されている**ことから、雇用する際はこれらの欄も確認してください。外国人を雇用する際に、当該外国人が不法就労者となることを知らなかったとしても、**在留カードの未確認などの過失があれば処罰の対象となります。**

### ◎ 不法残留者数の推移（法務省統計）

日本に滞在している不法残留者の数は、令和8年1月1日現在6万8,488人であり、前年同期に比べ6,375人（約8.5%）減少しました。



## 刑法犯認知件数（令和8年1月1日から4月30日まで）

春木交番管内の刑法犯認知件数は61件（前年比+26件）であり、主な刑法犯の認知件数は以下のとおりです。※暫定値

○住宅対象侵入盗	1件（± 0件）	○自動車盗	0件（-1件）
○自転車盗	5件（-2件）	○オートバイ盗	2件（-1件）
○車上ねらい	0件（-1件）	○部品ねらい	4件（+4件）